

# 鹿屋体育大学スポーツイノベーション推進機構規則

〔令和4年10月28日  
規則第55号〕

改正 令和5年3月16日

規則 第10号

令和6年2月20日

規則 第4号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第34条の2第3項の規定に基づき、鹿屋体育大学スポーツイノベーション推進機構（以下「機構」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 機構は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）において、アスリートの育成や様々なライフステージに合わせた体力・健康増進に関するプロジェクトを行い、それらの研究・プロジェクトで得られた知見に基づいて、体育・スポーツ分野における運動実践の指導モデルを構築し、その成果を広く社会に還元するとともに、高度で良質な実践的指導者を育成するために、本学の研究資源を統合し、先端的な研究の推進を図ることを目的とする。

## (機構長)

第3条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の副学長又は教授をもって充てる。
- 3 機構長は、機構を統括する。
- 4 機構長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

## (部門)

第4条 機構の目的を達成するため、次に掲げる部門を置く。

- (1) スポーツサイエンス部門
  - (2) スポーツパフォーマンス・コーチング部門
  - (3) ヘルス・スポーツプロモーション部門
- 2 スポーツサイエンス部門においては、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 体育・スポーツ科学基礎・応用研究事業
    - (2) 科学的知見の活用推進事業
    - (3) スマートスポーツ事業
  - 3 スポーツパフォーマンス・コーチング部門においては、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 体育・スポーツ実践研究事業
    - (2) スポーツパフォーマンス研究事業

(3) スマートスポーツ事業

- 4 ヘルス・スポーツプロモーション部門においては、次に掲げる業務を行う。
  - (1) ヘルスプロモーション研究事業
  - (2) スポーツプロモーション研究事業
  - (3) スマートスポーツ事業
- 5 第1項に掲げる部門に関し必要な事項は、別に定める。

(部門の組織)

第5条 前条に掲げる部門に、それぞれ部門長を置く。

- 2 部門に次の職員を置くことができる。
  - (1) 教授、准教授、講師又は助教
  - (2) その他学長が必要と認める者
- 3 部門長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。
- 4 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 5 部門長の選考に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(室)

第6条 第4条に掲げる部門の業務を支援するため、次に掲げる室を置く。

- (1) 教育支援室
- (2) リサーチアドミニストレーション室
- 2 教育支援室においては、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 高度化教育モデル事業
- 3 リサーチアドミニストレーション室においては、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 研究推進に関する方策の企画、立案、調整
- 4 第1項に掲げる室に関し必要な事項は、別に定める。

(室の組織)

第7条 前条に掲げる室に、それぞれ室長を置く。

- 2 室に次の職員を置くことができる。
  - (1) 教授、准教授、講師又は助教
  - (2) その他学長が必要と認める者
- 3 室長の選考は、前項各号の職員のうちから、機構長の推薦を受けて、学長が行う。
- 4 室長は、室の業務を掌理する。
- 5 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第8条 機構の運営に関する重要な事項については鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第3条に定める学術情報・産学連携委員会において審議する。

(機構運営委員会)

第9条 機構に、機構の運営に関する基本的な方策や事項を協議するために、機構運営委員会を置く。

2 機構運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(協力者会議)

第10条 機構が行う教育研究に関して、専門的知識を有する学識経験者等から意見を求めるため、協力者会議を開催することができる。

2 協力者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究協力校等及び研究協力者)

第11条 スポーツサイエンス部門における教育研究に資するため、小学校、中学校及び高等学校を研究協力校とし、スポーツ団体を研究協力団体として委嘱することができる。

2 スポーツサイエンス部門が教育研究を行うに際して、小学校、中学校及び高等学校の教員並びにスポーツ団体の指導者を研究協力者として委嘱することができる。

3 中学校又は高等学校の教員で、スポーツサイエンス部門において研修を希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合、特別研修員として受入れることができる。

4 研究協力校等及び研究協力者に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 機構に関する事務は、関係課・室の協力を得て、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される第5条第2項及び第7条第2項の職員の任期は、第5条第6項及び第7条第5項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則 (令5. 3. 16 規則第10号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令6. 2. 20 規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。